

農業経営収入保険事業に係る業務委託契約審査要領

(目的)

第1条 この要領は、農業保険法第19条の規定による事務費国庫負担金交付要綱第8条2項に基づき、全国農業共済組合連合会（以下、「全国連合会」という。）が実施する農業経営収入保険事業（以下、「収入保険」という。）の業務委託先について、適正な業務運営ができるか公平・公正に審査することを目的とする。

(審査方法)

第2条 農業経営収入保険事業業務委託契約審査委員会設置要領（以下、「審査委員会設置要領」という。）により定めた審査委員会により、下記の方法により審査を行う。

- ①全国連合会が求めた書類による審査
- ②その他委員長が必要と認める審査

(審査内容)

第3条 審査委員会設置要領により定めた審査委員会により、次の内容により総合的に判断し審査を行う。

(1) 下記の応募要件を満たしているか。

- 1) 委託業務の全てを継続的に実施する体制を有していること。
- 2) 保険業務に関するノウハウを有していること。
- 3) 農業に関する知見を有していること。
- 4) 情報セキュリティ、個人情報及び秘密保持に対する管理体制を有していること。
- 5) 委託業務を行う上で適切な財政基盤及び経理処理能力を有していること。
- 6) 本会からの照会・調査・監査等に迅速に対応できる体制を有していること。
- 7) 農業者からの問合せ・要望等に迅速・適切に対応できる体制を有していること。
- 8) 本会の反社会的勢力への対応に関する基本方針に反しないこと。
- 9) その他委託業務を実施するにあたり必要な能力・知見等を有していること。
- 10) 契約期間中、原則として100経営体を超える加入者が見込めること。
- 11) 本会作成の「平成31年度の収入保険の加入推進方針」（委託契約時に提示）に基づき、効率的、効果的に業務を進めること。

(2) 下記の業務（農業者からの問合せ及び要望への対応業務を含む）についての業務ごとの担当人員数（担当者の農業及び保険に係る専門知識・知見に関する資格・経歴を含む）及び指揮命令系統が十分であるか。

- 1) 収入保険の引受けに係る業務（保険契約の締結についての申込みの承諾の決定に係るものを除く。）

- 2) 保険料の徴収に係る業務
- 3) 積立金の受領に係る業務
- 4) 事務費の徴収に係る業務
- 5) つなぎ資金の貸付けに係る業務（貸付けの決定に係るものを除く。）
- 6) 延滞金の徴収に係る業務
- 7) 保険金の支払に係る業務（保険金の額の決定に係るものを除く。）
- 8) 特約補填金の支払に係る業務（特約補填金の額の決定に係るものを除く。）
- 9) 収入保険の実施に必要な調査に係る業務
- 10) 保険事故の発生の防止に係る業務

(3) 事業計画及び収支予算が適正かどうか。

(4) 農業保険法第 189 条の秘密保持義務の遵守及び情報セキュリティの管理の仕組みが十分であるか。

(改正規定)

第 4 条 この要領の改正は、会長の決裁によるものとする。

附 則

この基準は、平成 31 年 3 月 27 日から施行する。